

請書兼請求書

世田谷区
契約担当者 様

下記の金額で契約したいので、本書を提出いたします。契約締結後は、下記の契約条項を受諾のうえ、相違なく履行いたします。履行完了後の検査に合格後、代金をお支払い願います。

印紙

物品購入は不要です

令和元年10月1日

契約日(注文日)をご記入ください

金額	¥	1	1	0	0	0	円
----	---	---	---	---	---	---	---

氏名欄と金額欄は訂正できません

相手方コード

0	0	1	2	3	4	5	6
(住所) 世田谷区世田谷4-21-27							
(氏名) 株式会社 世田谷商社 代表取締役 世田谷 太郎							
(電話) 5432-							

相手方登録の内容と同一にしてください

品名(名称)	規格(内容)	数量	単位呼称	単価	金額	摘要
鉛筆A	HB 12本入り	20	個	200	4,000	ゴム印作成(名前入り)などはその内容をご記入ください
消しゴムB	20個入り	5	個	1,000	5,000	
ノートC	A4	10	冊	100	1,000	
				消費税	1,000	
区からの注文内容をご記入ください						

契約条項 (平成29年4月1日版)

世田谷区(以下「甲」という。)、と、供給者又は請負者(以下「乙」という。))は、次のとおり契約する。

- 第1条 乙は、表記の物品購入、修繕及び役務調達(以下「この契約」という。))について、表記の履行期限内に表記の履行場所において、納品又は履行(以下「履行」という。))を完了しなければならない。
- 第2条 乙は、納品物の品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 第3条 乙は、この契約を履行するうえにおいて当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。
- 第4条 乙は、履行を完了したときは、甲の定める納品書完了届を甲に提出しなければならない。
- 第5条 甲は、前条の規定により乙から納品書完了届の提出があったときは、その日から起算して、10日以内に検査を行う旨を指定する旨を通知する旨を甲に提出しなければならない。
- 第6条 乙は、甲の指定する日時及び場所において、前項の検査に立ち合わなければならない。
- 第7条 乙は、第1項の検査に立ち合わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができる。
- 第8条 第1項の検査に直接必要な費用及び検査のための変異、変形又は消耗、き損した物品等の損失はすべて乙の負担とする。
- 第9条 乙は、前条の検査の結果、履行内容の一部又は全部が検査に合格しないときは、甲の指定する期限までに手直し、引換え又は再履行により、仕様書等に適合するように履行しなければならない。
- 第10条 前項の規定により、履行した場合は、第2条及び前条の規定を準用する。
- 第11条 物品購入において、目的物(以下「物品」という。))の所有権は、検査に合格したとき乙から甲に移転する。
- 第12条 前項の規定により、所有権移転が完了する前に生じた物品についての損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。
- 第13条 乙は、物品の品質不良、変異、数量の不足、その他隠れた欠陥については、所有権移転の日から1年間その補修、引換え若しくは補充又は損害賠償の責任を負わなければならない。
- 第14条 乙は、履行期限内に契約の履行を完了することができない事由が生じたときは、速やかにその理由、遅延日数を詳細した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。
- 第15条 前条の規定による申し出があった場合において、その理由が乙の責に帰するものでないときは、甲は、相当と認める履行期限の延長を認めるものとする。
- 第16条 第7条の規定による申し出があった場合において、その理由が乙の責に帰するものであるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して、相当と認める日数の遅延を認めることができる。
- 第17条 前項の遅延違約金の額は、履行期限の翌日から履行した日までの日数に、契約金額に年5パーセントの割合(年当たりの割合は期間年日を含む期間についても365日当たりの割合とする。年率として計算した額100円未満の端数があるときは、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 第18条 前2項の遅延違約金の計算の基礎となる日数は、検査に要した日数を算入しない。
- 第19条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。
- 第20条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。
- 第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 前条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。
- (2) 前条の規定により、甲が契約の履行を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が3か月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- 第22条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないとき、又は甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく甲の検査の実施に当たり職員等の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 前条第2項の規定によらないで乙が契約の解除を申し出たとき。
- (6) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 法人の役員等又は使用人(法人の役員等とは、個人事業主並びに法人の代表者、役員(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。))及び支店又は営業所を代表する者を用いる。使用人とは、直接雇用契約を締結している正社員をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ロ 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月28日(2)経理第709号)別表(以下「要綱別表」という。))第1項から第5項までに定める措置要件のいずれかに該当すると認められるとき。
 - ハ 乙が、いから口までのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約の相手方としている場合(要綱別表第5項に該当する場合を除く。))に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - ニ 世田谷区から暴力団等排除に関する勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。

担当課	記入不要	納期	令和 年 月 日	検査員	立会員
履行場所		年月日	令和 年 月 日		